特定非営利活動法人荒川クリーンエイド・フォーラム定款

第1章　総　　則

第１条（名称）

この法人は特定非営利活動法人荒川クリーンエイド・フォーラムと称する。

第２条（所在地）

この法人は主たる事務所を東京都江戸川区内に置く。

第３条（目的）

この法人は以下のことを目的とする。

１　荒川のクリーンアップを通じて川と親しみ、市民の環境保全の意識を高揚すること

２　活動を通じて市民が自発的に参画し、アジェンダ２１に示された「行政」「自治体」「企業」など他セクターとのパートナーシップの実現をめざすこと

３　荒川沿川住民による河川環境保全の活動を進め、河川管理への市民権を確立していくこと

第４条（活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動

（２）環境の保全を図る活動

（３）災害救援活動

（４）国際協力の活動

（５）子どもの健全育成を図る活動

（６）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第５条（活動に係る事業の種類）

第３条の目的を達成するために、この法人は以下の特定非営利活動に係る事業を行う。

・荒川クリーンエイドの運営に関する事業

・環境教育の推進に関する事業

・生物多様性の保全に関する事業

・流域・全国・世界・他セクターとの連携に関する事業

・広報・情報発信に関する事業

・その他、本法人の目的達成のために必要な事業

第2章　会　員

第６条（会員）

この法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。

（3）特別賛助会員　　荒川クリーンエイドに参加する自治体等。

（4）名誉会員　この法人に功績のあった個人または団体の中から、名誉会員として理事会において推薦された個人又は団体。

第7条（入会）

正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

（1）この法人の主旨を理解し、可能な範囲でこの法人の目的の達成、及び、組織の発展に協力すること。

（2）総会及びこの法人の主催する集会に必要に応じて参加もしくは意見を表明し、積極的に運営に参加すること。

2　正会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

3　理事会は、入会の申し出があった場合は、その者が第1項各号に掲げる条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、理事会の議決に基づき、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

5　賛助会員、及び、特別賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を提出し、理事会が承認した時点で入会となる。

6　名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾を持って会員となる。

第8条（会費）

正会員は、理事会において定める会費を納入しなければならない。

第9条（退会）

会員は、退会の届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2　会員が死亡したとき、団体にあっては解散したときは、退会したものとみなす。

3　継続して、2年以上会費を滞納したとき。

4　除名されたとき。

第１０条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

（1）この定款又は規則に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章　役　員

第１１条（役員の種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

（1）理事　　3～１５名

（2）監事　　1～3名

第１２条（役員の選任）

理事は、総会において会員（団体にあってはその代表者）の中から選任する。監事は、総会において選任する。

2　理事と監事は兼任することはできない。

3　理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

（1）代表理事　　1名

（2）副代表理事　　若干名

（3）事務局長　　1名

4　役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5　役員の定年は満８０歳とし、その年に満８０歳を迎える者は選出されない。

第１３条（理事の職務）

代表理事はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。

3　理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

第１４条（監事の職務）

監事は次の業務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

（5）１号、２号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

第１５条（役員の任期）

役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第１６条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

（1）心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反があると認められるとき。

（3）その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

第１７条（役員の報酬）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

3　前2項に関し、理事に関わる必要な事項は理事会の議決を経て、また監事に関わる必要な事項は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章　顧　問

第１８条（顧問）

この法人に、顧問を若干名置くことができる。

２　　顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

３　　顧問は、業務について代表理事の諮問に応える。

第5章　総　会

第１９条（総会）

総会は、この法人の最高の意志決定機関であって、特定非営利活動促進法におけるこの法人の社員である正会員をもって構成する。

２　　賛助会員、特別賛助会員、名誉会員及び顧問は、総会に出席し意見を述べることができる。

３　　総会は定期総会と臨時総会とする。

第２０条（総会の権能）

総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

（１）定款の変更。

（２）解散及び他の特定非営利活動法人との合併。

（３）会員の除名。

（４）事業計画及び予算の決定及び変更。

（５）事業報告及び決算の承認。

（６）役員の選任、解任、職務、監事の報酬。

（７）残余財産の帰属先。

（８）多額の長期借入その他重大な義務の負担及び権利の放棄。

（９）その他この法人の運営に関する重要事項。

第２１条（総会の開催）

定期総会は、毎年１回開催する。

２　　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２）会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）監事から招集があったとき。

第２２条（総会の招集）

総会は、前条第２項第３号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

２　　代表理事は、前条第２項第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　　総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、すくなくとも７日前までに会員に対して通知しなければならない。

第２３条（総会の議長）

総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

第２４条（総会の定足数）

総会は、正会員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

第２５条（総会の議決）

総会における議決事項は、第２２条第３項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

３　各正会員の表決権は平等なものとする。

第２６条（総会における書面表決等）

やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における前２条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第２７条（会議の議事録）

総会の議事については、議長において書面又は電磁的方法をもって議事録を作成する。

２　議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人２人以上が、署名もしくは記名押印（電子署名及び認証業務に関する法律第２条第１項に規定する電子署名を含む。）する。ただし、署名もしくは記名押印と電子署名はいずれかに統一する。

第6章　理事会

第２８条（理事会の構成）

理事をもって理事会を構成する。

２　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）総会の議決した事項の執行に関する事項。

（2）総会に付議すべき事項。

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第２９条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（1）代表理事が必要と認めたとき。

（2）理事現在数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（3）監事から招集の請求があったとき。

２　代表理事は前項第２号及び３号の請求があったときは、その日から７日以内に理事会を招集しなければならず、代表理事がその期間内にこれを行わないときは、請求者が自ら招集できるものとする。

第３０条（理事会の議事）

理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

２　理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

３　理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

４　やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合、第２，３項の規定の適用については、出席したものとみなす。

５　理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事１人以上が、署名もしくは記名押印（電子署名及び認証業務に関する法律第２条第１項に規定する電子署名を含む。）する。ただし、署名もしくは記名押印と電子署名はいずれかに統一する。

第７章　資産及び会計

第３１条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）財産目録に記載された財産

（２）会費

（３）寄付金品

（４）事業に伴う収益

（５）財産から生じる収益

（６）その他の収益

第３２条（資産の管理）

この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

２　この法人の経費は資産をもって支弁する。

第３３条（予算及び決算）

この法人の事業計画及び予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収益費用は、成立した予算の収益費用とすることができる。

２　決算は事業年度終了後３か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、総会に於いて承認を得なければならない。

３　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

４　この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

５　予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第３４条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第８章　定款の変更及び解散

第３５条（定款の変更）

この定款は、総会において正会員総数の２分の１以上が出席し、その出席者の３分の２以上の議決を経なければ変更することができない。

第３６条（解散）

この法人は、特定非営利活動促進法第３１条第１項第３号から第７号の規定によるほか、総会において正会員総数の４分の３以上の決議を経て解散する。

第３７条（残余財産の処分）

この法人の解散のときに有する残余財産は、予め成立した総会において正会員総数の４分の３以上の議決によって定められたところの、目的を同じくする他の特定非営利活動法人もしくは特定非営利活動促進法第１１条第３項の規定による

ところの他の公益法人もしくは国又は地方公共団体に帰属する。

第9章　運営委員会

第３８条（運営委員会）

この法人の会務及び事務運営を円滑に行うため、運営委員会を設置することができる。

２　運営委員会は運営委員によって構成される。

３　運営委員は会員の中から理事会の承認を得て代表理事が任免する。

４　理事は運営委員と兼職することができる。

５　運営委員は事務局長もしくは職員と兼職することができる。

６　運営委員の定年は満８０歳とし、その年に満８０歳を迎える者は選出されない。

第１０章　　事務局

第３９条（事務局の設置等）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

３　職員は代表理事が任免する。

４　理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第４０条（備え付け書類）

事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

２　事務局は毎年度初めの３月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、作成の日から起算して５年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

（１）前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書

（２）役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）

（３）前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面

（４）前事業年度において会員であった１０人以上の者の氏名（団体にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所又は居所を記載した書面

第４１条（閲覧）

会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第１１章　雑　則

第４２条（公告）

この法人の公告は官報においてこれを行う。

ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第４３条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

付　則

１　この定款は、この法人の設立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

３　この法人の設立初年度の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、この法人成立の日から西暦２０００年３月３１日までとする。

４　この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第３３条第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

５　この法人の設立初年度の事業年度は、第３４条の規定にかかわらず、設立の日から西暦２０００年３月３１日までとする。

６　この法人は、この法人の前身である任意団体荒川クリーンエイド・フォーラム（代表・佐藤正兵）の事業及び財産、債権、債務を全て引き継ぐものである。

７　この改定定款は、２００２年５月１８日から施行する。

８　この改定定款は、２００３年５月１７日から施行する。

９　この改定定款は、２００９年５月１６日から施行する。

１０　この改定定款は、２０１１年５月１４日から施行する。

１１　この改定定款は、２０１７年５月１５日から施行する。

１２　この改定定款は、２０１８年５月１５日から施行する。

１３　この改定定款は、２０１９年５月１４日から施行する。

１４　この改定定款は、２０１９年９月１３日から施行する。

１５　この改定定款は、２０２０年１２月２３日から施行する。

１６　この改定定款は、２０２１年７月２８日から施行する。

１７　この改定定款は、２０２４年１０月２１日から施行する。

１８　この改定定款は、２０２５年６月１９日から施行する。

別　表　　設立当初の役員

役職名	氏　名
代表理事	野　村　　圭　佑
副代表理事	薄　井　　洋　一
同	増　田　　力
事務局長	佐　藤　　正　兵
理事	林　　美　恵　子
同	加　本　　和　美
監事	菅　谷　　輝　美